このような被害を未然に防止するため、基準地点厚木における計画高水流量を7,300㎥／秒とする相模川水系河川整備基本方針（平成19年11月策定）（以下「河川整備基本方針」という。）に基づき築堤等による改修工事が行われているが、神奈川県高座郡寒川町一之宮五丁目、一之宮、宮山及び倉見地内においては付近に住家及び工場等が密集しているにもかかわらず、一部未改修の状態であり、治水安全度が低い状態になっている。加えて、同地内において本件圏央道事業が施行されているところ、相模川の河川区域内に本件圏央道事業の施行に伴う橋脚を設置することは、河川整備基本方針において想定されている洪水が発生した場合に橋脚が円滑な流水を阻害し、河川の安全性を著しく低下させることとなり、ひいては本件圏央道事業の施行地周辺地域の安全性が損なわれることとなる。

このような状況に対処するため、起業者は、平成11年８月に河川法第95条の規定に基づく河川管理者である神奈川県知事との協議に基づき、本件相模川改修区間について、築堤による河川工事を行っているものである。

本件相模川改修事業の完成により、河川整備基本方針に定められた計画高水流量7,300㎥／秒を安全に流下させることが可能となり、神奈川県茅ヶ崎市及び同県高座郡寒川町付近の浸水被害が軽減され、流域住民の生命、財産等の安全確保に寄与することが認められる。

したがって、本件相模川改修事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

ロ　失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件相模川改修区間内及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコアジサシ及びツマグロキチョウが確認されているが、生息環境の改変の程度はわずかであり、周辺の土地には同様の生息環境が広く残存することから、影響は軽微であると評価されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているコギシギシが確認されているが、起業者は、工事実施前に確認調査を行い、工事による改変箇所に生育が確認された場合には、移植を行うなど適切な措置を講じることとしている。

なお、本件相模川改修区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が１箇所存在するが、起業者は、発掘調査を行い、神奈川県教育委員会との協議により、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件相模川改修事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ハ　事業計画の合理性

本件相模川改修事業は、治水安全度が低い状態となっている本件相模川改修区間について、計画高水流量を安全に流下させ、浸水被害を軽減させることを目的として施行されるものであり、本件相模川改修事業の事業計画は、河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）等に定める規格に適合していると認められる。

本件相模川改修区間の上下流区間においては堤防の整備が完了していることから、堤防が未整備である本件相模川改修区間について築堤工事を実施するものであり、本件相模川改修区間と堤防整備済区間との接合については、流水の阻害を引き起こし破堤の原因とならないように、堤防法線をできる限り滑らかに繋ぎ、直線に近い線形としているものであり、本件相模川改修事業の施工方法は合理的であると認められる。

したがって、本件相模川改修事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　第２の１に係る事業

イ　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、首都圏各地との相互アクセスを向上させ、地域間の交流の拡大及び連携の強化を図るため、広域的な高速交通ネットワークを早期に整備する必要があると認められるとともに、できるだけ早期に一般国道129号等の交通混雑の緩和及び交通事故の軽減を図る必要があると認められる。

また、神奈川県知事を会長とする首都圏中央連絡道路建設促進期成同盟会等より、本件圏央道事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件圏央道事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件圏央道事業に係る起業地の範囲は、本件圏央道事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件圏央道事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

⑵　第２の２に係る事業

イ　事業を早期に施行する必要性

３⑵で述べたように、本件相模川改修区間は治水安全度が低い状態となっているところ、本件圏央道事業の施行に伴い、相模川の河川区域内に橋脚が設置されることから、本件圏央道事業の施行とあわせてできるだけ早期に本件相模川改修事業を施行する必要があると認められる。

以上のことから、本件相模川改修事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

ロ　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件相模川改修事業に係る起業地の範囲は、本件相模川改修事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件相模川改修事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　神奈川県茅ヶ崎市役所及び高座郡寒川町役場

○国土交通省告示第千三百五十三号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月十八日から三十日間国土交通省四国地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月十八日

国土交通大臣　前原　誠司

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
四国横断自動車道阿南四万十線	土佐市高岡郡佐川町字カルカヤ谷一〇一四番六から同町東鴨地まで	平成二十一年十二月十九日十時

○国土交通省告示第千三百五十四号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会作名表に登載された。

平成二十一年十二月十八日

国土交通大臣　前原　誠司